

つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 188号 2010.11.4 発行 社会政策研究所

=====

発達障害児用ケータイ：香川大実験、学習意欲が向上 ソフト無料配布 / 香川

毎日新聞 2010年10月30日

自閉症などの発達障害児や学習障害児を対象に、富士通（本社・東京都港区）開発の携帯電話ソフトを使った学習・生活支援の実証実験を進めていた香川大教育学部の坂井聡准教授が29日、結果を発表した。ソフトによって、文字の書き間違いや学習意欲などが改善されたことが分かった。同社は、同日からソフトの無料ダウンロードを始めた。

ソフトは、画面の動きや音などで時間の経過を伝える。学校や乗り物などのイラストや写真で、その日の予定などを順番に確認できる。漢字の筆順を教える - - の3種類。坂井准教授らは、同大学教育学部の附属特別支援学校などに通う児童・生徒15人に対し、5～9月に実証実験した。

筆順ソフトでは、12画の漢字を見て書く際の書き間違いが、漢字ドリルでは1・39画あったが、同ソフトでは0・14画に減った。視線の移動回数は、ドリルは4・6回に対し、11・6回。ほぼ1画ずつ確認して文字を書くことがわかった。

学習意欲は、保護者に7点満点の評価をしてもらった結果、携帯ソフト使用前が4・2点、使用時は5・5点。しかし、その後、漢字ドリルで学習すると、3・2点まで落ちた。坂井准教授は「携帯ソフトは、学習意欲や楽しさにつながるということがわかった。しかし、ソフトがなくなると、学習意欲が前よりも悪くなる傾向があるので、継続的利用などが課題」と話していた。

無料ソフトは、富士通製のNTTドコモの携帯電話16機種で利用できる。問い合わせは、富士通デザイン、ユーザー・エクスペリエンスデザイン部（044・433・5605）。【吉田卓矢】

(参考)

PRESS RELEASE 2010年10月29日 富士通株式会社

特別な支援を必要とする子どもたちの生活・学習をサポートする 携帯電話用アプリケーションを公開

当社は、発達障がい（学習障がい、自閉症など）や知的障がいのある、特別な支援を必要とする子どもたちと、その指導者や保護者などを対象にした生活・学習をサポートする特別支援携帯アプリを本日より無償で公開します。

本アプリは当社が開発し、2010年5月から9月まで国立大学法人香川大学（所在地：高松市幸町、学長：一井眞比古）と共同で、生活・学習支援の有効性について実証実験を行い、機能や操作性を改善したものです。

特別支援携帯アプリの特長

特別な支援が必要な子どもたちは、時間の理解、コミュニケーションや見通し、書字（字を書くこと）などにおいて支援を必要としています。そこで、当社では「タイマー」「絵カード」「筆順」の3つのアプリを開発しました。

これらのアプリは、時間、伝えたいことやスケジュール、漢字の筆順を視覚化して表示し、障がいの特性に配慮したカラーフィルターやバイブレーションなどを利用して、子ど

もたちの理解を助けます。



開発の背景と狙い

発達障がいや知的障がいなど特別な支援を必要とする子どもたちは、全国の通常学級で約 60 万人、特別支援学校・学級を含めると約 70 万人近くになります。また、2005 年には「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいや知的障がいなど特別な支援を必要とする子どもたちへの支援のニーズは年々高まっています。

当社は、誰もが参加できる ICT 社会を目指してユニバーサルデザインに取り組んでおり、身近な ICT 機器である携帯電話を活用することで、特別な支援を必要とする子どもたちの生活の質を高めることを目的として、本アプリを開発しました。

実証実験の様子と効果

ICT を活用した教育と支援を実践している香川大学教育学部（坂井研究室）と共同で、香川大学教育学部附属特別支援学校や特別支援教室「すばる」に通う子どもたちを対象として、教師や保護者に 3 つのアプリを搭載した携帯電話を貸出し、2010 年 5 月から 9 月まで実証実験を行い、有効性を検証しました。

実証実験では、筆順アプリを使用し自分の名前を漢字で書けるようになった事例や、絵カードアプリを使用し自身で着替えや買い物ができるようになった事例などの効果が得られました。



価格および公開時期

価格 : 無償

公開時期 : 2010 年 10 月 29 日（金曜日）

ダウンロード方法

以下のサイトよりアプリのダウンロードが可能です。

iMenu からダウンロード

「i モードボタンを押す」 「iMenu」 「メニューリスト」 「ケータイ電話メーカー」

「@F ケータイ応援団」

動作確認済み機種

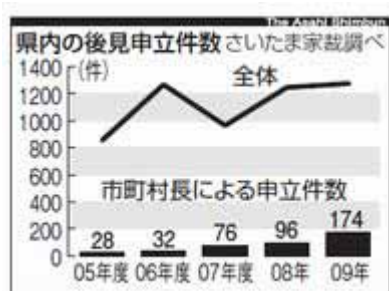
NTT ドコモから発売している以下の機種

F-08B、F-07B、F-06B、F-04B、F-03B、F-02B、F-01B、F-09A、F-08A、F-04A、F-03A、F-02A、F-01A らくらくホン 7 (F-09B) らくらくホン 6 (F-10A) キッズケータイ (F-05A)

商標について

記載されている製品名などの固有名詞は、各社の商標または登録商標です。 以上

増える首長の成年後見制度申し立て



朝日新聞 2010年10月27日

独居高齢者の増加背景

判断能力が低下した高齢者や障害者の財産管理などをする成年後見制度が始まって10年。頼れる身内がない人のため、首長(市町村長)が後見開始を申し立てる事例が、県内で大幅に増えている。制度をさらに浸透させるため、後見の担い手の



確保も必要になっている。

担い手の確保も課題に

成年後見を始めるには家庭裁判所への申し立てが必要。親族による申し立てが一般的だが、身寄りがない場合や親族が拒否する場合、市町村長が申し立てることができる。家裁は、弁護士や司法書士らを後見人に選任する。

さいたま家裁によると、県内の市町村長による申し立ては、2005年度は28件で、全体(854件)の3%ほどだったが、昨年は174件で全体の1割以上を占めた。

背景には、所在確認が必要な親族を「4親等以内」から「2親等以内」に狭めるなどの要件緩和や、制度の周知が進んだことのほか、後見を必要とする人が増えているという現状がある。

県によると、05年の県内の独居高齢者は約14万4千人だが、その後は増え続け、15年には26万2千人、25年には35万4千人に上ると推計されている。

施設にも入れず

新座市は07～09年度、計43件を申し立てた。このうち、市介護保険課が担当した30件の多くが身寄りのない認知症の高齢者。「後見人がいないと介護施設に入所することもできない」(同課)という。

残りの13件は障害者。市障がい者福祉課によると、障害のある子どもの生活を支えてきた親が高齢になり、財産管理や身の回りの世話ができなくなった例があるという。担当者は「家族構成の変化や経済状況の厳しさも影響している」と話す。

「予算も念頭に」

後見人への報酬は、本人の財産から支払われるのが原則だが、生活保護受給者らが後見を受ける場合は、自治体が報酬を助成する例が多い。

06～09年度で計51件を申し立てた川越市では、そのうち23件が生活保護受給者だった。市高齢者いきがい課の担当者は「市長の申し立ては最終手段。予算も念頭に入れ、本当に必要な場合のみ、申し立てをしている」と言う。

大貫正男・成年後見法学会副理事長に聞く / 費用補助の充実・市民後見に評価を

日本成年後見法学会の副理事長の大貫正男司法書士(志木市)に、制度の現状と課題を聞いた。

—制度が始まって10年がたちました

徐々に必要性が理解されてきた。リフォーム詐欺や虐待など、お年寄りが被害に遭っている現状がある。今夏の「所在不明問題」では、お年寄りが家族や地域から孤立している実態が浮き彫りになった。そういう人たちを支える制度として非常に重要だ。

しかし、後見申立件数はまだ伸び悩んでいる。スタートから10年で、全国で約19万6千件の申し立てがあった。一方で、全国の認知症患者数は約200万人、知的障害者と精神障害者は約350万人いる。潜在的なニーズ（需要）に比べ、利用者は少ない。

後見人の仕事は、財産管理のイメージが強いが、もう一つの重要な役割として「身上監護」がある。本人に合った介護サービスを選んで契約したりすることだ。

—普及への課題は

誰でも利用できる制度にすること。市町村長の申し立てが増えているのは、その点で評価できる。さらに積極的に取り組んでほしい。

後見の引き受け手も増やさなければならない。報酬は原則として本人の財産から払われるため、財産が少ない人の後見はボランティアの要素が大きくなる。

私も預金がほとんどない人の後見をしているが、こういった人を何人も引き受ければ安定した後見活動を続けることは難しい。後見が必要な人はさらに増えるので、一般市民による「市民後見人」に期待したい。ボランティア精神が高い市民後見人が増えれば制度はもっと利用されるようになる。国や自治体の費用補助の充実も訴えたい。

—専門知識のない市民に担わせるのは、重荷では

常識や倫理観があればできると思う。例えば、介護施設入所者の場合、後見人に一般の社会常識さえあれば金銭管理はできる。むしろ、同じ目線で見守りができることが大事で、それは一般の人の方が適任ではないか。

—市民後見人を増やす上での課題は

各地の社会福祉協議会や市民団体が養成講座を開き始めたが、カリキュラムをある程度統一する必要がある。また、行政は、市民後見という社会活動を、より積極的に評価すべきだ。引き受けた人が、困った時にいつでも相談できる公的な支援機関も必要だ。

成年後見制度

判断能力の低下した高齢者や障害者の財産を守るため、2000年に始まった。「法定後見」は、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。家庭裁判所から選任された後見人は、通帳管理や施設入所契約などを代行。後見人への報酬は毎月数万円で、仕事量に応じて家裁が決める。判断能力が衰える前に自ら将来の後見人を決めておく「任意後見」もある。

少子高齢化、後見人の供給必要

朝日新聞 2010年10月29日

後見人をつとめる家族の相続をめぐる家族間の板挟みになることもある。

リフレッシュは「休みの時間は、ぼーっとすること」

リーガルサポート静岡支部長 佐々木 勝さん（58）

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の財産を守るための成年後見制度ができて10年。しかし、後見人の司法書士がお年寄りから多額な金銭を着服する事件も起きた。制度はうまく運用されているのか。後見人を仲介するリーガルサポート静岡支部長佐々木勝さんに聞いた。

—成年後見制度が始まって10年がたちました

その前から、判断能力が十分でない人を支援する法律はありましたが、うまく運用されていませんでした。2000年4月に介護保険制度の両輪として運用が始まり、だいぶ制度が知られてきました。

後見人になるのは、7、8割が親族の方です。その他は我々司法書士や弁護士、福祉に



かかわる専門職が務めています。専門職の中でも、最も多く選任されているのが司法書士です。

—リーガルサポートの役割とは

制度が始まったと同時に、司法書士会と別組織で高齢者や障害者の権利を擁護するリーガルサポートを設置しました。各都道府県50支部で活動し、後見人業務や広報活動、講演会などを開いています。県内では431人の司法書士のうち、145人がリーガルサポートの会員です。

—今月、司法書士が後見人を務める高齢者の口座から2100万円を着服する事件が明らかになりました

非常に残念で、あってはならないことです。これまでに培った信頼を失うことにもつながります。信頼回復に向けて全力を尽くさなければならないと感じています。

もともと、後見人の司法書士は、半年に1回リーガルサポートへ報告書を提出します。静岡支部の委員会で報告書をチェックし、そこで問題を洗い出すためです。今回の場合は、報告書が提出されていませんでした。

—制度に問題は

家庭裁判所へ財産目録を提出しますが、基本的に義務づけられているのは後見人になった時と終えた時だけです。そのため、報告書をリーガルサポートへ半年に1度提出することは意味があることです。後見人が適正に業務を行っているかをチェックするため、提出の徹底を図っていきたいと思います。

—制度のメリットは

成年後見制度ができて、障害者の方の家族が相談に来てくれるようになりました。これまで表立って相談する窓口がわからずに埋もれていた方々がわかるようになったという点が挙げられます。

—ご自身も後見人を務められていますね

つい最近も病院を通じて依頼があり、精神障害を持っていらっしゃる方の後見人になりました。また、かなりの高齢で独り暮らしをしている方の後見人の申し立てをしています。唯一の身内が県外に住んでいて、医師や介護の方とともに今後どの施設に入るかなどを相談しています。

実際に実感するのは、身寄りがない人が多いということです。特に伊豆や下田などの観光地では、県外から移住してきた人がたくさんいます。離れて暮らすことで家族と疎遠になる人や、身寄りがない人が出てきます。

—後見人の供給は足りていますか

これまでにリーガルサポートで数百件の依頼を受け、後見人を務めています。後見人という業務は、基本的には途中で辞めることはできず、被後見人の方の人生に一生付き添っていきます。そのため、同時に何十人も抱えることはできません。少子高齢化社会でこれから需要は高まるばかりで、県内全域で供給をより充実させる必要があります。

(阿部朋美)

東伊豆町出身。1981年に司法書士試験に合格し、翌年東京司法書士会に登録。90年に現在の下田市の佐々木司法書士事務所へ。昨年5月からリーガルサポート静岡支部長に就任。

■成年後見制度

成年後見制度 認知症や知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理や契約の判断能力が不十分な人を後見人によって保護する制度。家庭裁判所によって選ばれた後見人が、本人に代わって財産などを管理する。後見人は親族や司法書士、弁護士、社会福祉士に加えて、制度の講習を受けた人が選任される。

ニッポン密着：賃貸住宅自殺に多額賠償請求 「遺族追い込まないで」

毎日新聞 2010年10月31日

賃貸アパートやマンションで自殺した人の遺族が、部屋の改装料や家賃補償、さらにはおはらい料まで求められるケースが相次いでいる。遺族の自助グループ「全国自死遺族連絡会」(仙台市、田中幸子代表)は、大切な人を失った痛みに追い打ちをかける「2次被害」だとして、岡崎トミ子・内閣府特命担当相に近く、遺族を守るための「二次被害者保護法」(仮称)の制定に向けた協力を要請する。2遺族の実例を取材した。【百武信幸】

仙台市の男性(60)が東京で暮らす長女(当時22歳)の死を知ったのは、08年3月13日、長女の誕生日翌々日だった。11日に電話をかけたが出ず、12日に大学の友達から「連絡がつかない」と連絡があったため、異変を感じて新幹線で翌日駆け付けた。アパートの管理人立ち会いのもと鍵を壊して部屋に入ると、わずかな明かりの中に横たわる娘の姿が見えた。

死後10日以上たっており、抗うつ薬などの過量服薬による自殺とみられた。2年前からうつ病になり、仙台市内で納得する病院が見つからず、友人の多い東京での暮らしを本人が望んだ。

部屋の荷物は遺品回収業者に回収を依頼し、業者に火葬を頼んだ。早く仙台に連れて帰り、葬儀をあげなければという一心だった。数日後、相次いで費用を請求された。仙台から駆け付けたため、まとまった金の持ち合わせはなく、遺品回収代の30万円は後日の振り込みを許してもらったが、火葬費用など約40万円はその場での支払いを求められ、銀行のカードキャッシングで用立てた。

さらにアパートの家主は「おはらい料」3万5000円 天井や壁のクロス張り替え、床などの修繕費約80万円 クーラーなど備品の買い替え費12万円を要求した。振り込むと、5月には、約8万円の家賃を次の入居者には半額近くに下げることに伴う差額補償5年分として210万円の請求書を送ってきた。拒否して裁判になれば、つらい記憶を何度も思い出させられると考え、仕方なく振り込んだ。

「あの時は娘のことで頭がいっぱいだった。今思えばここまで払う必要があったのか」。2年が過ぎた今も仏壇の遺影をまっすぐ見られずにいる。男性は国に思うことがある。「心のケアまでは期待していない。せめて遺族を追い込まないようにしてもらえないか」

遺族と家主側が法廷で争っているケースもある。今年3月、近畿地方に住む女性(45)の弟(当時40歳)は、自宅マンションの風呂場で自殺した。弟は7年前、畑違いの職場に配置転換され、大手企業を退職。再就職に向け同居の相談をしていたところだった。

「最悪や」。弟の変わり果てた姿を見つけた日、家主の親族でもある管理人が漏らした言葉に女性は傷ついた。女性は弟の連帯保証人で、管理人は約1カ月後、女性の夫を呼び出し、風呂場以外にもキッチンやトイレの改修費、弟の部屋(家賃6万5000円)と隣室や他階の部屋も含む7室分の家賃補償など約700万円を請求。内訳を手渡ししながら、「家族なら(自殺を)防げたんとちゃうの」と言い放った。話し合いをしたが金額が折り合わず、家主は900万円以上の支払いを求め提訴。法廷では「自殺を十分に予見でき、かつ回避可能であった」などと、遺族に過失があると主張している。

女性の夫は問いかける。「法廷で自殺を止められなかった責任まで問われなければいけないのか」。裁判では自殺が「追い込まれた末の死」だという現実を裁判官に訴え、まずは司法の場から自殺への偏見をなくしたいと考えている。

業界団体「家賃の1～2割2年分」

全国自死遺族連絡会の田中幸子代表によると、同会に自死遺族から寄せられた賃貸借のトラブルを巡る相談は06年から4年間で200件を超える。家賃補償などを巡る裁判で遺族を弁護する金塚彩乃弁護士(第二東京弁護士会)は「多くは泣き寝入りしているのではないかと話し、表面化しない事例も多いとみる。

トラブルの背景には、家賃補償の請求を巡る訴訟の判例が少なく判決内容も一定してい

ないことがある。管理会社などの業界団体「日本賃貸住宅管理協会」は、家主などから相談があった場合、家賃の1～2割の2年分程度の請求を目安として説明しているというが、業界全体には浸透していない。また、「すぐに新しい入居者が決まる場合もある。改修費用に加えて一律に一定期間分を請求するのは問題だ」(田中代表)との指摘もある。

全国自死遺族連絡会が制定を求めている「二次被害者保護法」(仮称)は、不当請求の禁止や遺族と故人の名誉保護などが内容。法制化を支援する群馬司法書士会自死対策事業実行委の斎藤幸光委員長は「自殺者3万人が12年も続き、遺族や家主個人に損害やリスクを負わせるのは限界がある。自動車の自賠責保険のような社会的制度が必要だ」と話す。

成長の証し スペシャルオリンピックス、11月5日から

朝日新聞 2010年10月30日

知的障害がある人のスポーツの祭典「スペシャルオリンピックス(SO)日本・夏季ナショナルゲーム」が11月5日、大阪で開幕する。水泳や陸上など12競技に、全国各地から1048人が参加。熱い思いで練習を続けてきた選手たちの成長の証しを、家族や支援者らが見届ける。

大阪地区代表の谷口公彦さん(20)は水泳50メートル自由形に参加。全国大会の出場は今回が初めてだ。伸び伸びとした手のかきと、力強いキックが持ち味。中度の障害があるが、水が大好きでプールに入ると自然と笑顔になる。直前の練習では2カ月前より9秒早い40秒49を出し、「金メダルを取ります」と意気込む。

大会開催だけでなく、日頃から仲間と定期的に練習することもSOの一環。谷口さんは3年前から活動に参加し、毎週、ほかの知的障害者の仲間15人と練習してきた。

ボランティアコーチの柳井祥晴さん(54)は「皆と一緒に練習し、もっとうまくなりたいという気持ちが芽生えた。技術的にも精神的にも成長した」。谷口さんの母美智代さん(55)は「楽しそうに頑張っている姿は親にとっても支えになります」と話す。

和歌山地区からボウリング競技に参加する西浦隆晃さん(20)。練習では誰よりも一生懸命にボールを磨き、丁寧にピンを狙う。

SO和歌山地区は今春できたばかり。西浦さんの母千賀子さん(50)が10年ほど前、新聞でSOの存在を知り、設立を呼びかけてきた。最初は選手や支援者が集まらず、定期的に練習できる場所を見つけるのも一苦労だった。

西浦さんは当初、ボウリングの練習を嫌がった。千賀子さんは「我が子のためと思ってたけど、一体、何しているんだろう」と自分を責めたこともあった。だが、西浦さんはいつしか練習日に自分から水筒を用意するようになる。重度の自閉症で、練習中にトイレにこもってしまうこともあるが、仲間がトイレに呼びに行くほど仲良くなった。

西浦さん親子が感じるSOの魅力は、障害の軽重に関係なく大会に出られるチャンスがある点だ。選手選考は成績順ではなく、抽選などで決まる。千賀子さんは言う。「SOは私たちの居場所みたいなもの。人生の宝物です」

競技は6、7の両日、大阪府内10会場で繰り広げられる。詳細はSO夏季ナショナルゲーム・大阪の公式ホームページ(<http://www.son.or.jp/sonng2010/>)で。(山田理恵)

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行